

大阪府化学物質管理制度

大阪府では、化管法(PRTR 法)に加え、2009年4月から大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下、「府条例」)に基づく大阪府化学物質管理制度を運用し、化学物質の環境中への排出量等の削減に取り組んでいます。

この制度に基づき、要件を満たす事業者は以下の届出を行う必要があります。

①(化管法)第一種指定化学物質の排出量・移動量の届出

②(府条例)第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出

○届出内容

・化学物質の排出量・移動量・取扱量(前年度の1年間の実績)

第一種管理化学物質	排出量	移動量	取扱量
化管法 第一種指定化学物質(515物質)	①化管法の届出 ・第一種指定化学物質の排出量・移動量		
府条例 VOC(揮発性有機化合物)	②府条例の届出 ・第一種指定化学物質の取扱量 ・VOC(揮発性有機化合物)の排出量・移動量・取扱量		

③(府条例)化学物質管理計画書の届出

○届出内容

●管理体制についての計画

- ・化学物質の適正な管理を行うための管理体制に関する事項
(目的・方針、管理組織・規程類、教育・訓練・人材育成方法 など)
- ・府民の理解の増進を図るための情報提供の方法

●緊急事態に対処するための計画

- ・管理化学物質の貯蔵状況
- ・管理化学物質の危険性・有害性
- ・緊急事態の発生を未然に防止する対策の方針
- ・緊急事態対応マニュアル

- ・大規模災害に備えた環境リスクの低減対策の方針
(災害・被害想定、緊急事態発生時の未然防止、発生した緊急事態への対処 など)

④(府条例)化学物質管理目標決定及び達成状況の届出

○届出内容

●化学物質管理目標の決定等

- ・有害性が高い、取扱量が多い等、環境リスクが高い管理化学物質の管理目標
(管理化学物質に関する情報、リスク評価の手順と結果 など)
- ・目標を達成するための具体的な方策に関する計画

●化学物質管理目標の達成状況の把握等

- ・目標の達成状況・目標達成のために実施した対策の内容
- ・検証・評価の結果・見直しの内容

大阪府 PRTR 届出

検索

化管法及び府条例の対象物質について、2024年度提出の届出(2023年度実績)から改正されましたので、ご注意ください。

大阪府 PRTR 物質見直し

検索

届出対象となる事業者

① (化管法) 第一種指定化学物質の排出量・移動量の届出

② (府条例) 第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量の届出

(1)~(3)の要件を全て満たす事業所

(1)業 種:製造業等24業種(製造業、燃料小売業、医療業 等)

(2)従業員数:会社全体で常時使用する従業員数が21人以上

(3)取扱量等:届出対象物質の年間取扱量が1トン^{※1} (0.5トン^{※2})以上、
または化管法で定める特別要件を満たす施設(廃棄物焼却炉 等)
があること^{※3}

③ (府条例) 化学物質管理計画書の届出

②の届出対象者のうち、常時使用する従業員数が50人以上の事業所

(管理計画書は、届出要件に該当した日から6ヶ月以内、内容を変更した日から3ヶ月以内に届出が必要です。)

④ (府条例) 化学物質管理目標決定及び達成状況の届出

②の届出対象者のうち、常時使用する従業員数が50人以上の事業所

- ・計画初年度は、5年程度の期間で化学物質の管理目標を決定し、届出してください。
- ・次年度以降は、前年度の目標達成状況について届出してください。

目標の最終年度(目標年度)の達成状況を届出する事業者は、次の目標を決定し、併せて届出してください。

(例)目標年度が2023年度の場合、2024年度は、

①2023年度の目標達成状況の届出

②2024年度を計画初年度とする管理目標決定の届出

} 2種類の届出が必要です。

届出対象の判定フロー

製造業など24業種を営んでいますか?

YES

会社全体で常時使用する従業員数が21人以上ですか?

YES

第一種管理化学物質の年間取扱量は1トン^{※1}(0.5トン^{※2})以上ですか?

YES

化管法で定める特別要件を満たす施設がありますか?^{※3}

YES

①(化管法)「第一種指定化学物質の排出量・移動量」

②(府条例)「第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量」の届出が必要です。

さらに、事業所の従業員数50人以上の場合

③(府条例)「化学物質管理計画書」及び、

④(府条例)「化学物質管理目標決定及び達成状況」の届出が必要です。

届出は不要です

※1:VOC(揮発性有機化合物)(府条例施行規則第50条の5)は、該当する物質の年間取扱量合計が1トン以上

※2:化管法の特定第一種指定化学物質(鉛及びその化合物、ベンゼン等)は0.5トン以上

※3:化管法の特別要件を満たす施設(廃棄物焼却炉など)のみ該当する場合は、府条例に基づく届出(②、③、④)は不要

届出期間(※4)

- | | |
|------------------------------|--|
| ①(化管法)第一種指定化学物質の排出量・移動量 | <u>4月1日～6月30日</u>
(電子届出の場合、 <u>4月1日～7月31日</u>)※5 |
| ②(府条例) 第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量 | <u>4月1日～9月30日</u> |
| ③(府条例) 化学物質管理計画書 | <u>届出対象となった日から6ヶ月以内</u>
(計画を変更した場合、変更した日から3ヶ月以内) |
| ④(府条例) 化学物質管理目標決定及び達成状況 | <u>4月1日～9月30日</u> |

※4:届出期間最終日が土日の場合は、次の月曜日までとします。 ※5:2022年度～2024年度のみ適用

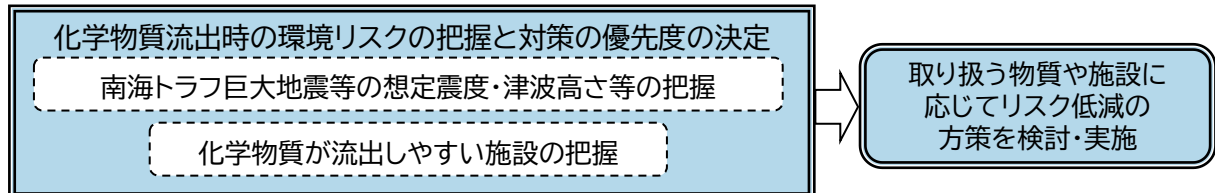
大規模災害時における化学物質によるリスク低減対策について

地震等の大規模災害により、化学物質が流出した場合、健康被害や環境汚染の発生が懸念されます。大阪府化学物質適正管理指針において、大規模災害時の環境リスクの低減対策について定めています。化学物質を取り扱う事業所の皆様は、大規模災害に備えた対策の検討・実施をお願いします。詳細についてはホームページを御参照ください。

対策の必要性、対策実施のメリット

- ・有害物質の環境への流出による周辺住民への健康被害を防止する。
- ・大気、水質などの環境汚染を防止し、水道水源を汚染から守る。
- ・従業員への被害を未然に防止し、また被害があってもその被害を小さくする。
- ・生産設備の被害を少なくし、早期の操業再開が可能となる。

指針に基づく検討・実施手順について



法・条例の届出対象外の事業所においても、対策を検討・実施することが重要です。

対策事例集を御活用ください。

化学物質の漏えい防止等の様々な対策を写真入りでわかりやすく紹介する事例集『化学物質を取り扱う事業所で今日からできる対策事例』をホームページで公開しています。本事例集には、以下の対策事例を掲載していますので、対策の検討に御活用ください。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 化学物質の流出防止 | 5. マニュアルの整備及び訓練の実施 |
| 2. プラントの安全な停止及び電源の確保 | 6. 津波等による浸水への備え |
| 3. 通信・情報収集の手段の確保 | 7. 液状化への備え |
| 4. 周辺住民への広報手段の確保 | 8. 設備・建物の補強 |

大阪府 化学物質 対策事例集

検索

＜ 届出先・問合せ先 ＞

事業所の所在地により届出先が異なりますので、御注意ください。

(2023年4月1日現在)

自治体名	担当課・係	郵便番号	住所	電話番号
大阪市	大阪市 環境局 環境管理部 環境規制課 化学物質対策グループ	559-0034	大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル O's 棟南館 5階	06-6615-7988
堺市	堺市 環境局 環境保全部 環境対策課 大気環境係	590-0078	堺市堺区南瓦町3番1号	072-228-7474
岸和田市	岸和田市 市民環境部 環境保全課	596-0825	岸和田市土生町2丁目4番30号	072-423-9462
豊中市	豊中市 環境部 環境指導課	561-8501	豊中市中桜塚3丁目1番1号	06-6858-2105
池田市※ ¹	池田市 まちづくり環境部 環境政策課	563-8666	池田市城南1丁目1番1号	072-754-6647
箕面市※ ¹	箕面市 みどりまちづくり部 環境動物室	562-0003	箕面市西小路4丁目6番1号	072-724-6189
豊能町※ ¹	豊能町 住民部 環境課	563-0103	豊能郡豊能町東とさわ台1丁目2番地の3	072-736-1190
能勢町※ ¹	能勢町 産業建設部 地域振興課	563-0392	豊能郡能勢町宿野28	072-734-3171
吹田市	吹田市 環境部 環境保全指導課	564-8550	吹田市泉町1丁目3番40号	06-6384-1850
泉大津市	泉大津市 都市政策部 環境課	595-8686	泉大津市東雲町9番12号	0725-33-1131 (内2233)
忠岡町				
高槻市	高槻市 市民生活環境部 環境政策課	569-0067	高槻市桃園町2番1号	072-674-7486
貝塚市	貝塚市 市民生活部 環境衛生課	597-8585	貝塚市畠中1丁目17番1号	072-433-7186
枚方市	枚方市 環境部 環境指導課	573-1162	枚方市田口5丁目1-1	050-7102-6015
茨木市	茨木市 産業環境部 環境政策課	567-8505	茨木市駅前3丁目8番13号	072-620-1644
八尾市	八尾市 環境部 環境保全課	581-0026	八尾市曙町2丁目11番地	072-924-3841
泉佐野市	泉佐野市 生活産業部 環境衛生課	598-8550	泉佐野市市場東1丁目1番1号	072-463-1212 (内2286)
河内長野市※ ²	河内長野市 環境経済部 環境政策課 環境保全係	586-8501	河内長野市原町1丁目1番1号	0721-53-1111
富田林市※ ²	富田林市 市民人権部 環境衛生課 生活環境係	584-8511	富田林市常盤町1番1号	0721-25-1000 (内139)
大阪狭山市※ ²	大阪狭山市 市民生活部 生活環境グループ	589-8501	大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1	072-366-0011 (内514)
太子町※ ²	太子町 まちづくり推進部 環境農林課	583-8580	南河内郡太子町大字山田88番地	0721-98-5522
河南町※ ²	河南町 まち創造部 都市環境課	585-8585	南河内郡河南町大字白木1359番地の6	0721-93-2500 (内272)
千早赤阪村※ ²	千早赤阪村 健康福祉部 住民課	585-8501	南河内郡千早赤阪村大字水分180番地	0721-72-0081
松原市	松原市 市民生活部 環境予防課	580-8501	松原市阿保1丁目1番1号	072-334-1550
東大阪市	東大阪市 環境部 公害対策課	577-8521	東大阪市荒本北1丁目1番1号	06-4309-3204
阪南市	阪南市 市民部 生活環境課	599-0292	阪南市尾崎町35番地の1	072-471-5678
上記の市町村以外	大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 化学物質対策グループ	559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)21階	06-6210-9578

※1、※2: 下線を引いた市が幹事市となり、広域連携で共同事務処理を行っています。

大阪府の化学物質対策のホームページ

届出の様式やマニュアルをはじめ、化学物質の取扱事業者の皆様役に役立つ情報を掲載しています。

URL: <https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyochozen/shidou/>

大阪府 化学物質対策

検索



環境農林水産部環境管理室事業所指導課化学物質対策グループ 2024年1月作成
〒559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)21階
TEL 06-6210-9578(直通)/FAX 06-6210-9584